

- ◆ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第8条第1項の規定に基づき、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等に関する施策の基本となるべき方針として厚生労働大臣が策定するもの。
- ◆ 本方針の運営期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年とする。

青少年の職業生活の動向

- ・ 産業構造が急激に変化、若年労働力人口は中長期的に減少
- ・ 就職率は引き続き高水準である一方で、就労に当たって困難な課題を抱える者も一定数存在
- ・ 就職後3年以内離職率は高止まり傾向、労働移動に対する意識の変化

今後の方向性

- ・ マッチングの向上等を図り、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援
 - ・ 就労に当たって困難な課題を抱える者に対する支援の充実
 - ・ 在学段階から職業意識の形成支援、自律的・主体的な職業生活設計とその振り返りや見直し並びに職業能力の開発及び向上に取り組むための支援
- ※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響については引き続きその動向を注視

適職の選択を可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項等

学校卒業見込者等の就職活動、マッチング、職場定着等に向けた支援

在学段階からの職業意識等の醸成

- ① キャリア教育の推進を通じた職業意識の形成支援（キャリアに関する相談機会の提供・活用促進、技能尊重の機運醸成）
 - ② 関係者の連携によるキャリア教育推進の基盤整備
 - ③ 労働関係法令に関する知識等の周知啓発
- ① 学校等から職業生活への円滑な移行のための支援
 - ② 既卒者の応募機会の拡大に向けた取組の促進
 - ③ マッチングの向上に資するための労働条件等の明示の徹底及び積極的な情報提供の促進
 - ④ 労働関係法令違反が疑われる企業への対応
 - ⑤ 就職後の職場適応・職場定着のための支援
 - ⑥ 入職後早期に離転職する青少年に対するキャリア自律に向けた支援（job tagの一層の充実、各種支援策に係るプラットフォームの構築）

中途退学者・就職先が決まらないまま卒業した者及び就労に当たって困難な課題を抱える者に対する支援

- 学校等、HW、サポステが連携した就職支援の実施
- HW、サポステ等における専門家を活用した支援や、地域のボランティア活動等を活用した社会とつながる体験機会の確保、アウトリーチを含めた支援等の充実

フリーターを含む非正規雇用で働く青少年の正規雇用化に向けた支援

- わかものHW等における個々のニーズ等に応じた支援、正規雇用化に係る取組の促進

企業における青少年の活躍促進に向けた取組に対する支援

- (1) 青少年の雇用管理の改善に向けた支援（青少年雇用情報の充実、ユースエール認定制度を活用した人材育成方針等の策定の促進）
- (2) 青少年の採用及び育成に積極的な中小企業の情報発信のための支援
- (3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の改善、多様なニーズに対応した働き方の実現（年休等の取得促進、適切な労務管理下におけるテレワーク等の活用）

職業能力の開発及び向上の促進

- (1) 職業訓練の推進（公共職業訓練、求職者支援訓練、企業内の青少年の育成への支援）
- (2) 職業能力検定の活用の促進（技能検定、団体等検定の活用促進）
- (3) 職業人生を通じたキャリア形成支援（キャリアコンサルティングの活用）

ニート等の青少年に対する職業生活における自立促進のための支援

- サポステにおける職場体験の充実等による就職に向けた支援、職場定着支援

地域における青少年の活躍促進

- UIJターン就職の支援、地域で働く青少年を対象とした研修会や座談会等の開催、産業・地域単位での人材育成の仕組みの検討